

まいと〜く Cloud連携ツール ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社インターコム（以下「インターコム」といいます。）は、本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます。）に同意するお客様（個人または法人）に、本コンピュータプログラム（以下「本ソフトウェア」といいます。）の使用を許諾します。

本契約書の条項に同意しない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用しないでください。

第1条（著作権）

本ソフトウェアおよび提供される関連資料の、著作権ならびに知的所有権はインターコムに帰属します。

第2条（本ソフトウェア）

1. 本ソフトウェアは、インターネット上にあるまいと〜く Cloudサーバーに接続・利用することができるサービスであり、利用者が申し込んだライセンス等の契約内容に基づいて提供するものとします。
2. 本ソフトウェアはまいと〜く Cloudの機能の一部として提供されます。

第3条（使用権）

1. お客様は本契約書の条項に従って、日本国内においてのみ、本ソフトウェアを非独占的にインストールして使用できます。
2. お客様はまいと〜く Cloudの契約期間中に限り本ソフトウェアを使用できます。

第4条（制限事項）

1. お客様は本ソフトウェアの利用に関して、以下を行わないものとします。
 - ①本ソフトウェアの機密の漏洩行為（パスワード、シリアルナンバー、ライセンスキー、認証ID等を含む）。
 - ②本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の行為
 - ③説明書に記載以外の本ソフトウェアの複製、説明書等関連資料の複製、配布等の行為
 - ④第三者への販売、転売、譲渡、使用許諾、貸与、レンタル、リース等の行為
 - ⑤本ソフトウェアをネットワーク上に置き、第三者が複製を入手可能な状態にする行為
 - ⑥犯罪を惹起もしくは助長する行為、または犯罪に結びつく行為
 - ⑦公序良俗に反し、または社会的に適切ではない行為
 - ⑧弊社の業務に支障を生じ、または、その業務を妨害する行為
 - ⑨インターコムの指示に従わない行為
 - ⑩インターコムが不適当と判断する行為
2. インターコムは、本ソフトウェアの利用に関して、お客様の行為が第1項各号のいずれかに該当する場合には、事前にお客様に通知することなく、直ちに本ソフトウェアの全部または一部の提供を停止し、その他インターコムが必要と認める措置を行うことができるものとします。
3. 前項の本ソフトウェア停止措置によって発生した直接的、

間接的、その他すべての損害について、インターコムは一切の責任を負わないものとします。

第5条（責任範囲）

1. 本ソフトウェアの機能、仕様は説明書に記載されている通りであり、お客様の利用目的に完全に適合することを保証しません。
2. 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、インターコムは補償しません。
3. 本ソフトウェアの使用により、インターコムがお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、インターコムの責に帰すべき事由により発生した通常の損害に限定され、お客様が被った損害に対するインターコムの責任の上限は以下の額を限度とします。なお、インターコムの責に帰することができない事由から生じた損害、逸失利益についてインターコムは賠償責任を負わないものとします。
 - ①直近1年間に発生した本ソフトウェアの年間利用料金
 - ②利用期間が1年に満たない場合には、当該期間に発生した本ソフトウェアの利用料金
4. インターコムが「本ソフトウェア」に関してセキュリティ対策を講じたにもかかわらず、第三者により意図的に通信情報への不正アクセス、盗難、破壊、改ざん等が為された場合、インターコムは、当該第三者の特定に協力するほかはいかなる行為も行わず、またいかなる責任も負わないものとします。
5. インターコムは、「本ソフトウェア」を利用した場合に発生したデータの変質、滅失、毀損について、一切責任を負わないものとします。
6. お客様は、「本ソフトウェア」を利用して行った通信等に伴い、第三者に対し損害を与えた場合、または第三者よりクレーム、訴え、請求等を受けた場合、自らの責任と費用によりこれを解決するものとします。

第6条（契約関係）

本契約は、まいと〜く Cloud 利用規約とあわせて適用されるものとし、本契約とまいと〜く Cloud 利用規約との間で矛盾等がある場合は、本契約が優先して適用されるものとします。

第7条（本契約の変更）

1. インターコムは、原則変更の15日前までに、変更後の本契約書の内容をお客様へ電子メールの送信またはウェブサイトにて告知するものとします。
2. 前項に従い、本契約の変更がお客様に告知されて予告期間が経過した後、お客様が本ソフトウェアを利用した場合、本契約の変更がお客様によって承諾されたものとみなします。

3. インターコムからお客様への告知は、電子メールの送信またはウェブサイトに掲載が為された時点から効力を生じるものとします。
4. インターコムは、お客様の事前の承諾を得ることなく、本契約を改定できるものとします。

第8条（その他）

1. お客様が本契約書のいずれかの条項に違反した場合、インターコムは本契約を破棄し、お客様に対して本ソフトウェアの使用を中止させることができます。
2. 本契約は日本国法に準拠するものとし、本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年4月12日 株式会社インターコム
(初版)